

新旧対照表

※ 下線部分が改正箇所

旧	新
第 1 編 総則	
第 1 章から第 3 章省略	
<p>第 4 章 基本要件 この制度の適用対象とする建築物は、市街化区域内に建築されるもので、次に定める要件を満たすものとする。</p> <p>1 環境への配慮 (1) から (3) 省略 (4) 環境 ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>の建築物エネルギー消費性能基準適合一次エネルギー消費量（家電等のエネルギー消費量を除く）について、「<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>」に定められた省エネルギー基準に適合すること。 (5) 及び (6) 省略</p> <p>2 及び 3 省略</p>	<p>第 4 章 基本要件 この制度の適用対象とする建築物は、市街化区域内に建築されるもので、次に定める要件を満たすものとする。</p> <p>1 環境への配慮 (1) から (3) 省略 (4) 環境 ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>の建築物エネルギー消費性能基準適合一次エネルギー消費量（家電等のエネルギー消費量を除く）について、「<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>」に定められた省エネルギー基準に適合すること。 (5) 及び (6) 省略</p> <p>2 及び 3 省略</p>
第 2 編から第 8 編省略	
附 則	
<p>省略 改正 この制度は、令和 4 年 3 月 10 日から実施する。</p>	<p>省略 改正 この制度は、令和 4 年 3 月 10 日から実施する。 改正 この制度は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。</p>